

第 3 部 震災応急対策計画

第1章 活動体制の確立

地震災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、県、村及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。

第1節 応急活動体制

【関係機関：十島村】

本村において、地震の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、県、村及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第1 応急活動体制の確立

1 災害状況等に応じた活動体制の確立

村の地域において地震による災害が発生した場合、県、防災関係機関、他の市町村等と連携・協力し、震災応急対策を実施するとともに、村及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調査を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、十島村災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は十島村災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策にあたる。

また、災害の状況により、県への被災状況の通報や応援要請を行い、被災地域の状況を早期に把握できる体制の確立に努めることとし、被害の程度によっては、村が実施する応急対策を県が代行する場合もあることに留意する。

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 情報連絡体制の確立

村内で震度4が観測されたとき、地震に関する各種情報や被害状況等の情報を収集するため、総務課による情報連絡体制を確立する。

イ 災害警戒本部の設置

(ア) 村内で震度5弱若しくは震度5強が観測されたときは、災害警戒本部を設置する。

(イ) 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は総務課長を、副本部長は土木交通課長及び総務課政策推進室長をもって充てる。本部に災害警戒

要員を置き、事前に指定した課（教育総務課を含む。）の職員をもって充てる。

- (ウ) 災害の発生するおそれが解消したと認められるとき又は災害対策本部を設置した時は、災害警戒本部を廃止する。

(2) 村災害対策本部の設置

ア 村災害対策本部の設置又は廃止

- (ア) 村災害対策本部の設置（災害対策基本法第23条の2）

村長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

- ・村内で震度6弱以上が観測されたとき、又は震度5強以下が観測され全地域にわたり大きな災害が発生し、若しくは発生するおそれがあると認められたとき。
- ・災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。

- (イ) 村災害対策本部の廃止

本部長は、村の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、村災害対策本部を廃止する。

- (ウ) 村長は、災害対策本部長を設置又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。

(3) 現地災害対策本部の設置

ア 現地災害対策本部の設置又は廃止

- (ア) 現地災害対策本部の設置

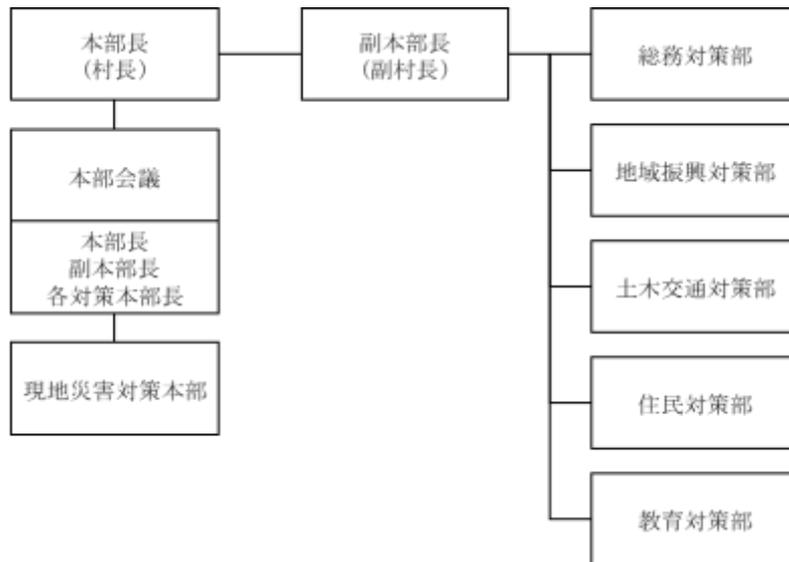
村長は、次の基準により現地災害対策本部を設置することができる。

- ・村内で震度6弱以上が観測されたとき、又は震度5強以下が観測され全地域にわたり大きな災害が発生し、若しくは発生するおそれがあると認められたとき。
- ・災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。

- (イ) 現地災害対策本部の廃止

本部長は、村の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、現地災害対策本部を廃止する。

村災害対策本部組織図



2 村災害対策本部の組織

(1) 本部の組織

ア 本部の構成

(7) 本部に、災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長を置き、本部長は村長を、副本部長は副村長をもって充てる。

なお、村長に事故や不測の事態があった場合は、副村長、総務課長及びあらかじめ指定された課長の順で村長に替わる意思決定を行う。

(4) 本部に、対策部を置き、各対策部のもとに、各課の職員で構成される班を置く。

(ウ) 現地災害対策本部に本部長、副本部長を置き、本部長は村長が指名する職員または出張所長を、副本部長は出張所補助員及び自主防災組織の長をもって充てる。

イ 本部の設置場所

(7) 本部は、原則として村災害対策本部（十島村役場3F）に設置する。

(4) 現地災害対策本部は、原則としてあらかじめ指定された避難所に設置する。

ウ 本部会議

(7) 本部に、本部会議を置き、本部長、副本部長及び各対策部長をもって構成する。

(4) 本部会議は、次の事項について本部の基本方針を決定する。

- a 震災応急対策の実施及び調整に関すること。
- b 国、県、村、その他防災機関との連絡調整に関すること。
- c 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- d 災害救助法の適用に関すること。
- e 国、県、他町村、その他防災機関への応援要請に関すること。
- f その他、重要事項に関すること。

災害対策本部の対策部、班の所掌事務

対策部名	課 名	所 掌 事 務
各部共通事項		(1) 所管する施設及び分野の災害対策、応急対策に関すること。 (2) 所管する施設及び分野の被害情報の収集、取りまとめに関すること。 (3) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 (4) 本部長の指示による事務及び他部の応援に関すること。
総務対策部 (総務課長)	総務課 出納室、議事事務局 「総務室」 「政策推進室」	(1) 村防災会議及び関係機関との連絡調整に関すること。 (2) 本部会議に関すること。 (3) 各対策部及び関係機関の情報の収集及び連絡に関すること。 (4) 災害気象情報、地震・津波情報等の収集及び広報に関すること。 (5) 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告、避難指示(緊急)に関すること。【住民対策部、教育対策部と連携】 (6) 指定避難所及び指定緊急避難所の決定に関すること。 (7) 自衛隊等の出動要請に関すること。 (8) 災害調書の作成及び県への報告に関すること。 (9) 無線通信の運用及び保守に関すること。 (10) 災害時における人員の動員及び調整に関すること。 (11) 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関すること。 (12) 災害時の総合相談窓口の設置に関すること。 (13) 村有財産の災害調査に関すること。 (14) 災害対策に必要な経費の予算経理に関すること。 (15) 所管する電気施設の保守及び非常発電に関すること。 (16) 村有車両の管理に関すること。 (17) 自主防災組織、自治会との連絡調整に関すること。 (18) 行方不明者の捜索に関すること。 (19) 応急復旧等に要する資機(器)材の調達確保に関すること。 (20) 広報全般に関すること。 (21) 災害写真に関すること。 (22) 広報紙の発行に関すること。 (23) 災害時の庁内電子機器の管理に関すること。 (24) 庁内ネットワークシステムの維持及び管理に関すること。 (25) 災害時の消防及び水防に関すること。 (26) 消防団の動員に関すること。 (27) 救助・救急に関すること。

対策部名	課 名	所 掌 事 務
地域振興対策部 (地域振興課長)	地域振興課 「定住対策室」 「産業振興室」	(1) 商工水産関係の被害調査及び報告に関する事 (2) 中小企業に対する災害復旧に係る金融に関する事 (3) 漁業関係及び漁港施設の被害調査及び報告に関する事 (4) 漁業者に対する災害復旧に係る金融に関する事 (5) 労働対策及び職業安定所への連絡に関する事 (6) 農業・林業関係の被害調査及び報告に関する事 (7) 農家に対する災害復旧に係る金融に関する事 (8) 畜産物に関する事 (9) 林野火災に関する事 (10) 村営住宅の被害調査及び対策に関する事 (11) 応急仮設住宅の建設に関する事 (12) 災害住宅資金の融資に関する事 (13) 被災住宅の応急修理に関する事 (14) 村営住宅使用料の減免に関する事 (15) 村営住宅の特定入居及び目的外入居に関する事
土木交通対策部 (土木交通課長)	土木交通課 「地域整備室」 「航路対策室」	(1) 土木関係災害予防及び応急措置に関する事 (2) 土木関係の被害の調査及び報告に関する事 (3) 災害時における道路及び橋りょう等の使用に関する事 (4) 緊急輸送道路の確保に関する事 (5) 救援物資等の輸送に関する事 (6) 被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に関する事 (7) 水防法に基づく諸対策に関する事 (8) 水位・流量その他の情報のに関する事 (9) 津波及び高潮対策に関する事 (10) 上水道施設の災害予防及び応急工事に関する事 (11) 上水道施設の被害調査及び報告に関する事 (12) 農林道関係災害予防及び応急措置に関する事

対策部名	課名	所掌事務
住民対策部 (住民課長)	住民課 「村民室」 「健康福祉室」	(1) 被災家屋等の調査、被災者台帳の作成及びり災証明の発行に関する事。 (2) 避難所の開設・運営に関する事 (3) ごみ、し尿及び廃棄物の応急対策に関する事。 (4) 仮設トイレの確保・設置に関する事。 (5) 災害時の防疫、清掃に関する事。 (6) 迷ペットの対応及びペットの処理に関する事。 (7) 流出油災害対策に関する事。 (8) 災害による村税の減免に関する事。 (9) 日本赤十字社との連絡に関する事。 (10) 義援金品に関する事。 (11) 炊き出しに関する事。 (12) 食品及び被服・寝具その他生活必需品の供給に関する事。【地域振興対策部と連携】 (13) 要配慮者の援護及び報告・取りまとめに関する事。 (14) 福祉避難所との連絡及び開設に関する事。 (15) 社会福祉施設の被害調査及び報告・取りまとめに関する事。 (16) 救護所の設置及び運営に関する事。 (17) ボランティアの受入れ配備に関する事。 (18) 食品及び被服・寝具その他生活必需品の給与に関する事。
教育対策部 (教育長)	教育総務課 「教育総務室」	(1) 避難所の開設の協力に関する事。【住民対策部と連携】 (2) 児童・生徒・教職員の安全対策に関する事。 (3) 応急教育に関する事。 (4) 授業に係る措置に関する事。 (5) 文化財の被害の調査及び報告に関する事。

現地災害対策本部の活動内容及び設置候補地

現地要員		役割	設置場所候補地
指名職員 又は 出張所長		○現地災害対策本部長 ○役場との情報連絡 ○島民・観光客等の把握 ○避難勧告等の呼びかけ	【口之島】 ・口之島地区コミュニティセンター 【中之島】 ・中之島地区コミュニティセンター ・中之島小中学校 ・中之島東区住民生活センター ・中之島西区住民生活センター ・十島村総合開発センター 【諏訪之瀬島】 ・諏訪之瀬島小中学校 ・諏訪之瀬島住民センター ・諏訪之瀬島防災活動拠点施設 【平島】 ・平島地区コミュニティセンター ・平島小中学校 【悪石島】 ・悪石島地区コミュニティセンター ・悪石島小中学校 【小宝島】 ・子宝島小中学校 ・子宝島住民センター ・子宝島防災活動拠点施設 【宝島】 ・宝島小中学校 ・宝島避難施設
消防団	分団長	○出張所長との情報連絡 ○防災会長との情報連絡 ○消防団員への指示	
	分団員	○避難勧告等の呼びかけ ○避難誘導 ○避難所の運営支援	
自主防災組織	防災会長 (自治会長) ※	○現地災害対策副本部長 ○避難所運営 (各班のとりまとめ)	
	各地区班長	○防災会長との情報連絡 ○班員の安全確認、避難誘導	
	観光客誘導班 (民宿など宿泊施設) ※班長は管理者	○出張所長との情報連絡 ○観光客等の安全確認、避難誘導	
	学校班	○児童・生徒の安全確認、避難誘導	
診療所	看護師	○避難所における避難者の救護 要配慮者等に対する救護／補助 ○自主防災会及び消防分団等との連携	
役場派遣職員※		○全般的な補佐	

※：中之島地区における防災会長は先任区長が行う。

※：役場からの派遣された職員等が在島している場合は、現地災害対策本部の活動に関して、全般的な補佐を実施する。

3 職員の配備基準

災害発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定められた基準により配備体制をとる。

(1) 職員の配備

ア 配備区分の決定

村長は、配備基準に基づき、災害対策本部等の配備区分を決定する。

なお、災害の態様により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、配備体制を変更し、又は配備を解くことができる。

災害時の参集・配備基準

体制	基準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	(1) 村内に各種の気象警報等が発表されたとき (2) 総務課長が必要と認めるとき	(1) 総務課：1名以上 (2) 総務課長が必要と認める課、人数	関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の収集を行う。
災害警戒本部体制	(1) 村内に小規模な災害が発生したとき (2) 村内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき	(1) 総務課：1名以上 (2) 土木交通課：1名以上 (3) 本部長が必要と認める課、人数	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備 相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき	(1) 総務課：2名以上 (2) 土木交通課：2名以上 地域振興課：2名以上 住民課：2名以上 教育総務課：2名以上 (3) 本部長が必要と認める課、人数	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、村の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備 全地域にわたり大きな災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	(1) 総務課：3名以上 (2) 土木交通課：3名以上 地域振興課：3名以上 住民課：3名以上 教育総務課：1名以上 出納室：1名以上	
	第3配備 (1) 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪）が発表されたとき (2) 特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき	各所属職員全員	

※上記の表に限らず、村長が必要と認めるときは、職員は参集する。

イ 動員の伝達方法

(ア) 総務課職員の動員配備

気象警報等の発表又は災害の発生とともに、総務課職員は参集する。

(イ) 各部職員の動員配備

総務課職員は、各部主管課長に各部の職員の動員配備を指示するよう伝達する。この伝達を受けて、各部主管課長は、各部の職員を動員する。

ウ 自主参集

(ア) 配備要員に指定された職員の自主参集

配備要員に指定された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ、インターネット等により管内における気象警報等の発表を覚知あるいは災害に遭遇したときは、前表の参集・配備基準に照らして自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

(イ) その他の職員の自主参集

その他の職員にあつては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。なお、参集する際には職員自身の安全確保に十分注意すること。

ただし、参集・配備基準に照らして第3配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し、応急活動に従事するか、その地域に残り被害情報の収集にあたるものとする。

第2節 情報伝達体制

一般災害対策編 第3部 第1章 第2節「情報伝達体制の確立」を準用するものとする。

第3節 災害救助法の適用及び運用

一般災害対策編 第3部 第1章 第3節「災害救助法の適用及び運用」を準用するものとする。

第4節 広域応援体制

一般災害対策編 第3部 第1章 第4節「広域応援体制」を準用するものとする。

第5節 自衛隊の災害派遣

一般災害対策編 第3部 第1章 第5節「自衛隊の災害派遣」を準用するものとする。

第6節 技術者・技能者及び労働者の確保

一般災害対策編 第3部 第1章 第6節「技術者・技能者及び労働者の確保」を準用するものとする。

第7節 ボランティアとの連携等

一般災害対策編 第3部 第1章 第7節「ボランティアとの連携等」を準用するものとする。

第8節 災害警備体制

一般災害対策編 第3部 第1章 第8節「災害警備体制」を準用するものとする。

第2章 初動期の応急対策

地震災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援含む）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。本章では、このような災害初動期の応急対策について定める。

第1節 緊急地震速報(警報)、各種地震に関する情報の収集・伝達

【関係機関：鹿児島地方気象台・鹿児島県・十島村漁業協同組合】

【十島村：総務課】

地震発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、緊急地震速報、各種地震に関する情報等は基本的な情報である。このため、県、村及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達システムにより、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第1 気象庁による地震に関する情報の発表

1 地震に関する情報の発表

(1) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による村の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

なお、震度6弱以上を予測した緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられる。

鹿児島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

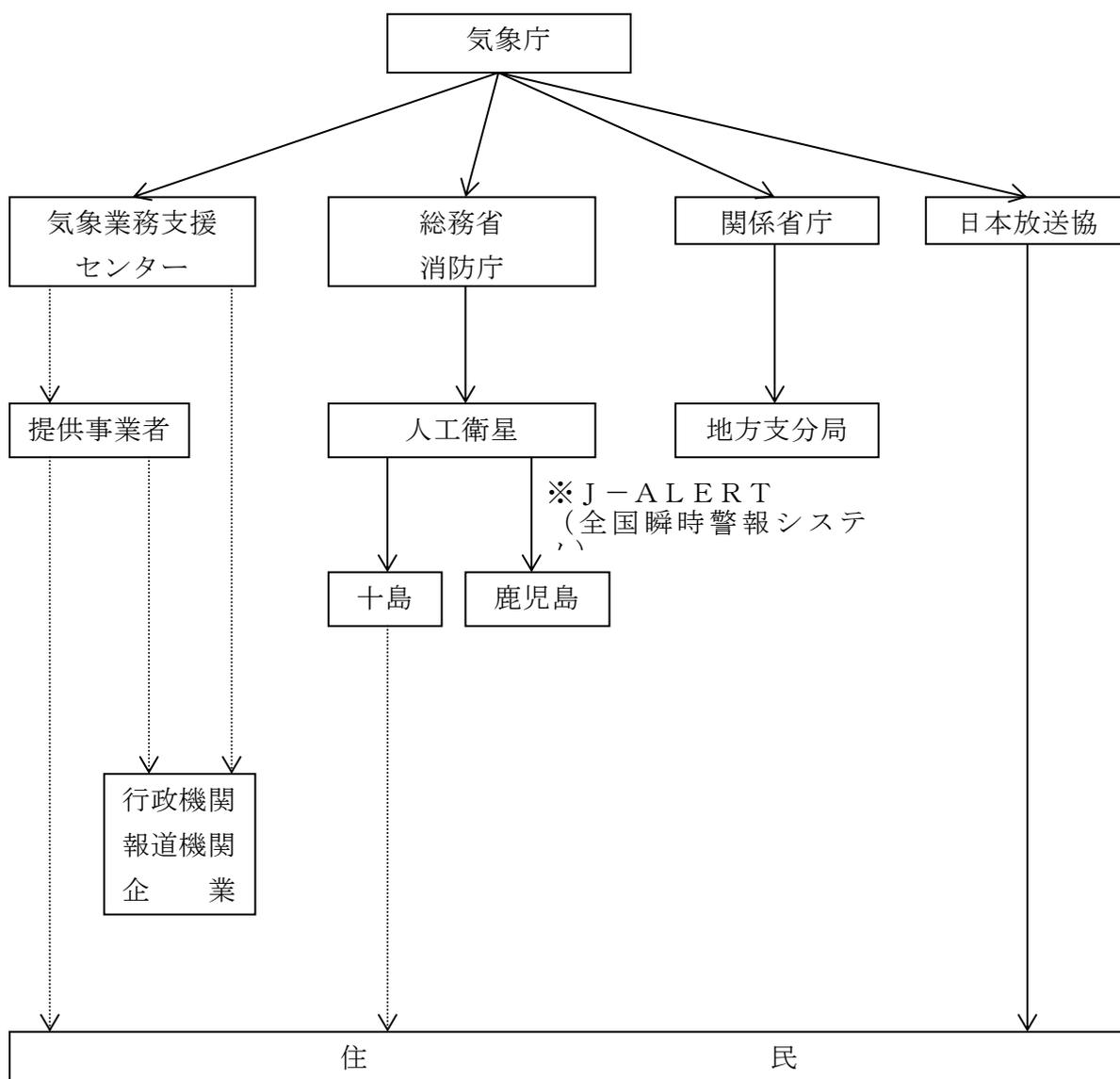
(2) 地震情報

気象庁が発表する地震情報を次表に示す。

地震情報の種類、発表基準、内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分：本村の地域名称は「鹿児島県十島村」）
震源に関する情報	・震度3以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	・震度3以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表

緊急地震速報（警報）の伝達系統



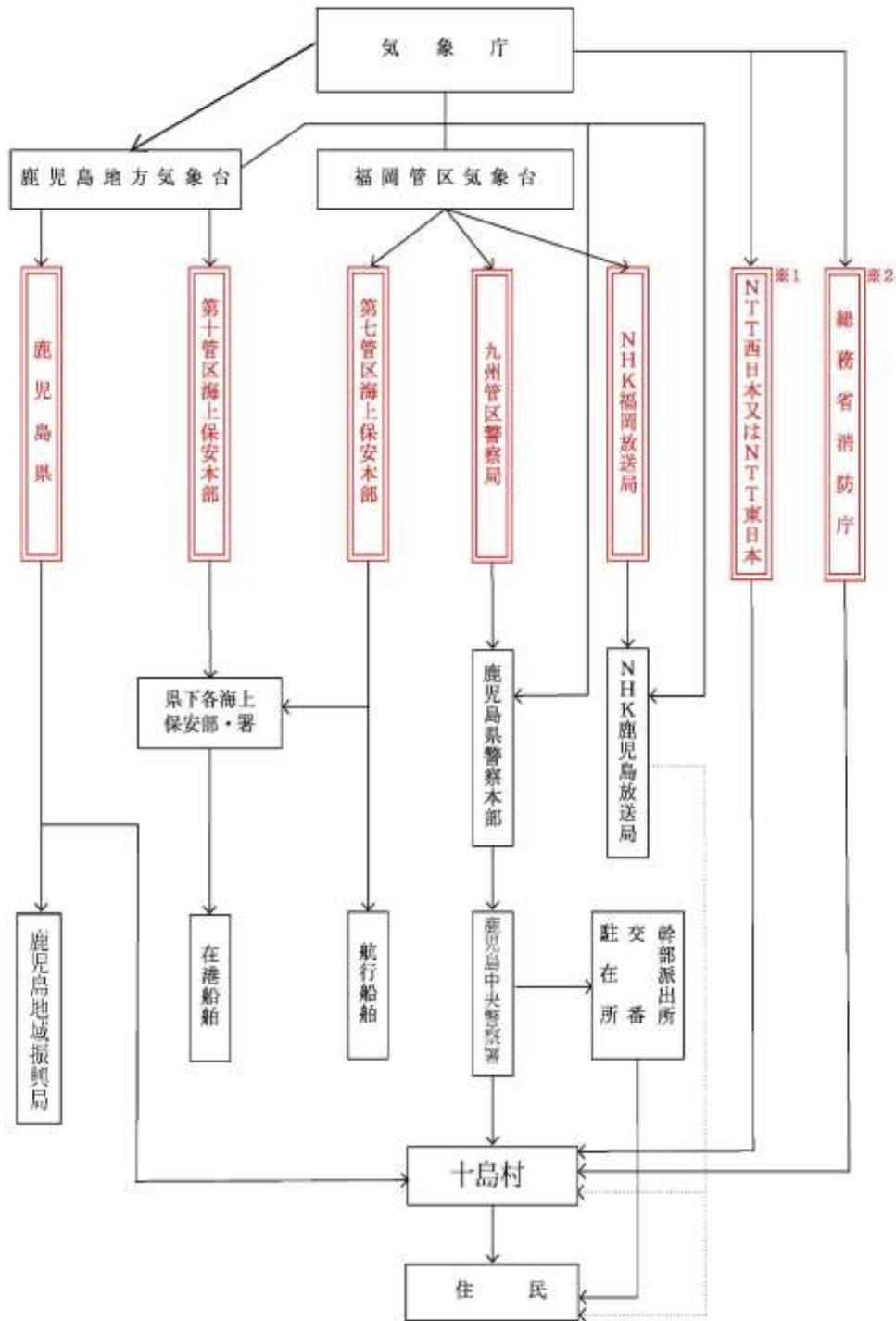
第2 地震に関する情報の伝達

1 地震に関する情報の伝達系統

地震に関する情報伝達系統は、地震に関する情報の基本的伝達系統図の伝達系統のとおり。

なお、津波警報や津波に関する情報等についても、同伝達系統によるものとする。

津波警報等伝達系統図(十島村地域防災計画用)



- 1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 2 特別警報が発表された場合、県においては市町村への通知が、市町村においては住民等への周知の措置が、それぞれ法律により義務付けられている。
- 3 ※1 気象資料伝送システム(オンライン) 特別警報・警報のみ伝達
- 4 ※2 気象資料伝送システム(オンライン)

2 地震発生時の周知

住民等へ地震（本震・余震）に関する情報の発表があった場合、直ちに防災行政無線等により、本震・余震の情報を伝達し、倒壊するおそれのある建築物等から退避し、堅牢で安全な施設に避難するよう広報する。また、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するよう周知する。

3 住民への広報

大規模な地震発生後は、通信施設の途絶等により情報不足が混乱を招くことになる。そのため、迅速かつ的確に被災地住民をはじめ住民に広報を行い、災害に対する情報ニーズの増加、情報不足による混乱の防止に努める。

4 防災情報ネットワークシステムの活用

鹿児島県の防災情報ネットワークシステムで気象庁発表の防災情報（地震津波関連情報含む）がメールで配信されるため、これらの防災情報（地震津波関連情報を含む）を活用する。

5 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用

本システムが地震に関する各種情報を入手すると、自動的にシステムが起動し、警報等の内容を電子メールで総務課職員の私用携帯電話に伝達するほか、防災行政無線で自動放送されるため、これらの情報の内容に留意する。

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

【関係機関：十島村】

村災害対策本部は、地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、住民や職員及び関係機関から災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。

このため、特に、住民の生命に係わる情報の収集に重点を置き、被災者等からの情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

第1 災害情報の収集

1 初期情報の把握

災害活動は、まず、正確な情報及び被害情報を迅速に把握することにはじまり、災害の事態に対応した応急対策を的確かつ速やかに実施する。担当は総務対策部とする。

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

(1) 初期被害状況調査等

防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに、被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、

現地での被害状況の把握に努める。

災害の初期の段階においては具体的な被害状況によらず、通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報とする。

(2) 災害情報の把握内容

被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。

《 災害情報の把握内容 》

- ア 人的被害(死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数)
- イ 住家被害(全壊、倒壊、床上浸水等)
- ウ 被害状況(人的被害状況、倒壊家屋状況)
- エ 土砂災害(人的・住家・公共施設被害を伴うもの)
- オ 出火件数、又は出火状況
- カ 二次災害危険箇所(土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等)
- キ 輸送関連施設被害(道路、港湾・漁港)
- ク ライフライン施設被害(電気、電話、ガス、水道施設被害)
- ケ 避難状況、救護所開設状況、救出・医療救護関係情報
- コ 災害対策本部設置等の状況
- サ 交通機関の運行・道路の状況
- シ 災害の状況及び社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

2 災害情報等の集約、報告及び共有化

(1) 災害情報の集約及び報告

上記の方法により報告された災害情報等を、総務対策部で集約しする。なお、総務対策部への災害報告及び各関係機関への情報伝達にあたり、あらかじめ「情報連絡員」を定めておき、更に情報連絡員に事故のある場合を考慮して副連絡員を定めるようにする。

(2) 情報の共有化

総務対策部において、災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、関係機関等へ連絡するとともに全職員に周知する。

第2 被害情報の収集

1 被害情報の収集計画

(1) 被害調査班

被害調査班は日頃から、災害時の被害調査地区を各課に割り振り、被害状況について調査・収集を行う。

また、勤務時間以外で本庁に登庁が不可能な場合、自治会長、自主防災組織の協力等により被害状況を集約する。

2 被害状況の調査要領

(1) 被害情報項目

《 被害情報の項目 》
ア 災害の原因
イ 災害が発生した日時、場所又は地域
ウ 被害の状況
エ とられている対策
オ 今後の見込み及び必要とする救助の種類

(2) 被害認定基準

災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された際は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき判定する。

- (3) 被害が甚大なため、村のみでは被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県及びあらかじめ定めた組織により応援を求めて実施する。

第3 被害情報の報告

1 被害情報の報告要領

(1) 県への報告要領

ア 被害状況等の報告

基本法及びほかの法令の規定に基づく災害の情報収集、被害状況及び部門別被害状況報告の取扱いについては、「県災害報告取扱要領(県地域防災)」の定めるところによる。

イ 報告要領(震度4以上を観測した場合、県へ被害概況を報告)

種類	提出期限	適用
(1) 第1報	登庁直後 地震発生直後	第1報(参集途上の被害、庁舎周辺の被害状況) ① 勤務時間外(本部連絡員の登庁直後) ② 勤務時間内(災害発生直後)
(2) 人命危険情報 中間集約結果 報告	地震発生後30分以内、遅くとも1時間以内	この段階で村災害対策本部での意思決定(広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、救助法の適用申請等必要性の有無)が得られていれば、県等へ報告する。
(3) 人命危険情報 集約結果(全体概要)報告	地震発生後1時間以内、遅くとも2時間以内	県への報告は、「災害情報等報告系統」と同一の方法を用いる。
(4) 災害速報	覚知後30分後 可能な限り早く	報告(通報)すべき災害等を覚知したとき、原則として覚知後30分後可能な限り早く、わかる範囲で、第1報を報告し、以後判明したものから随時報告する。

2 地震被害情報の収集

(1) 初動時期における災害情報の収集（第一報）

地震発生直後の初動対策を実施する上で必要な優先情報として、次の災害情報を迅速かつ臨機応変に収集する。

ア 地震情報、火災情報及び異常現象に係る情報

イ 人命救助に係る情報

ウ その他初動対策に係る情報

なお、これらの災害情報は、周辺で感知できる範囲若しくは登庁途中における目視調査等概略把握結果とする。

また、順次関係機関等との情報交換を行い、正確な情報の把握に努める。

第3節 広報

一般災害対策編 第3部 第2章 第3節「広報」を準用するものとする。

第4節 水防・土砂災害等の防止対策

一般災害対策編 第3部 第2章 第4節「水防・土砂災害等の防止対策」を準用するものとする。

第5節 消防活動

一般災害対策編 第3部 第2章 第5節「消防活動」を準用するものとする。

第6節 危険物の保安対策

一般災害対策編 第3部 第2章 第6節「危険物の保安対策」を準用するものとする。

第7節 避難の勧告・指示、誘導

【関係機関：鹿児島海上保安部・鹿児島県・鹿児島中央警察署・福祉施設管理者】

【十島村：住民課・土木交通課・教育総務課・総務課・消防団】

地震の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの

避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを勧告し又は指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、村長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

村長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した地震の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 二次災害防止のための避難対策

地震時は、地震火災からの避難が想定される。

したがって、これらの地震時は、地震発生後の情報収集により判明した被災地域の被害実態に応じ、二次災害防止の観点から、避難の必要性を把握し、必要な対策を講ずる。

3 権限委譲順位

災害発生時に村長と連絡がとれない場合の避難勧告等を実施する権限の委譲については、次の順位とする。

第1順位 副村長

第2順位 総務課長

第3順位 総務課長補佐（総務課政策推進室長）

第2 避難の勧告・指示の実施

1 村における避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

村の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

ア 避難すべき理由（危険の状況）

イ 避難の経路及び避難先

ウ 避難先の給食及び救助措置

エ 避難後における財産保護の措置

オ その他

(2) 避難対策の通報・報告

ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等

のほか指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
イ 避難措置を実施したときは、すみやかに県（危機管理防災課、鹿児島地域振興局総務企画部）へ報告するとともに、放送機関に情報提供する。

ウ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。

エ 村は、避難措置の実施に関し、十島村災害時避難勧告・判断等マニュアルにおいて次の事項を定める。

(ア) 避難措置に関する要配慮者施設への連絡方法及び担当課

(イ) 避難指示等の伝達方法

(ウ) 各地域ごとの避難場所

(エ) その他の避難措置上必要な事項

2 診療所・社会福祉施設等における避難措置

診療所・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

(1) 避難体制の確立

診療所・社会福祉施設等の管理者は、地震災害が発生した場合を認定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防団等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立する。

また、社会福祉施設や診療所等の管理者は、村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等を確立

社会福祉施設や診療所等の管理者は、地震災害に備え整備されている消防団等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、地震災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

3 不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

(1) 避難体制の確立

施設管理者は、地震災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防団等への通報連絡の確保や入所者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難体制を確立する。

また、施設管理者は、村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や診療所等の管理者は、地震災害に備え整備されている消防団

等への早期通報が可能な非常通報措置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、地震災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

4 学校・教育施設等における避難措置

児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。

(1) 在校時の村立学校の児童生徒の避難対策

ア 避難の指示等の徹底

- (ア) 教育長の避難の指示等は、村長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。
- (イ) 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。
- (ロ) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。
- (ハ) 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (ニ) 児童・生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。
- (ホ) 避難が比較的長期にわたると判断される場合は、避難勧告等の段階において安全を確認出来た場合には児童・生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すことができる。
- (ヘ) 学校が村地域防災計画に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (ト) 児童・生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

イ 避難場所の確保

教育長は、村地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

第3 避難の勧告・指示の伝達

1 村長による避難の勧告・指示の伝達

(1) 避難計画にもとづく伝達

村長は、予め定められた十島村災害時避難勧告・判断等マニュアルにしたがって、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

(2) 災害状況に応じた伝達

避難の勧告・指示は、避難を要する状況を的確に把握したうえで、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、村が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

ア 同報無線等無線施設を利用した伝達

イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

- ウ サイレンによる伝達
- エ 広報車からの呼びかけによる伝達
- オ 緊急速報メール等
- カ テレビ、ラジオ、インターネット、有線放送、電話の利用による伝達
- キ Lアラート(災害情報共有システム)の利用による伝達

(3) 伝達方法の工夫

村長は、伝達にあたっては、予め作成した例文の使用、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用などにより、住民に迅速・確実に伝達する。

第4 避難の誘導等

1 地域における避難誘導

(1) 避難誘導の実施

村は、状況により避難者の誘導を行う必要がある場合、以下の方法で避難の誘導體制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア 避難誘導體制

- (ア) 避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。
- (イ) 緊急を要する避難の実施にあたっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群集が混乱に陥らず、安全に避難できるようにすることに努める。

イ 避難経路

- (ア) 誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。
- (イ) 地震時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地滑り等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 避難順位

- (ア) 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。
- (イ) 土砂災害や地震火災などの二次災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

- (ア) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。
- (イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立つため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

- (ア) 避難場所等の開設にあたって、村長は、避難場所の管理者等の協力を得て、

余震等による二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

(イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等を行い、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

(ウ) 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、その誘導にしたがうようにする。

(2) その他避難誘導にあつての留意事項

ア 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導にあつては、事前に把握された要配慮者者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。特に、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るほか、状況によっては、村が車両等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉避難所等に事前に移送するなどの措置をとる。

イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、村において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

2 診療所・社会福祉施設等における避難誘導

診療所・社会福祉施設等の管理者は、地震災害を想定して定めた避難計画にしたがい、避難誘導體制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防団等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

3 不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

施設管理者は、地震災害を想定して定めた施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、避難誘導體制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防団等への通報連絡や施設利用者等の状況を十分配慮した避難誘導を実施する。

4 学校・教育施設等における避難誘導

(1) 在校時の小中学校の児童・生徒の避難誘導

ア 教育長のとつた避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、概ね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行われるよう努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示等との伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

- (エ) 児童・生徒の携行品
- (オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。
- エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。
- オ 災害の種別、程度により児童・生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。
 - (ア) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。
 - (イ) 集落ごとに児童・生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。
- カ 児童・生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童・生徒に周知徹底させる。

第8節 救助・救急

一般災害対策編 第3部 第2章 第8節「救助・救急」を準用するものとする。

第9節 交通確保・規制

一般災害対策編 第3部 第2章 第9節「交通確保・規制」を準用するものとする。

第10節 緊急輸送

一般災害対策編 第3部 第2章 第10節「緊急輸送」を準用するものとする。

第11節 緊急医療

一般災害対策編 第3部 第2章 第11節「緊急医療」を準用するものとする。

第12節 要配慮者への緊急支援

一般災害対策編 第3部 第2章 第12節「要配慮者への緊急支援」を準用するものとする。

第3章 事態安定期の応急対策

地震災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また、大規模災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1節 避難所の運営

一般災害対策編 第3部 第3章 第1節「避難所の運営」を準用するものとする。

第2節 食料の供給

一般災害対策編 第3部 第3章 第2節「食料の供給」を準用するものとする。

第3節 給水

一般災害対策編 第3部 第3章 第3節「給水」を準用するものとする。

第4節 生活必需品の給与

一般災害対策編 第3部 第3章 第4節「生活必需品の給与」を準用するものとする。

第5節 保健対策

一般災害対策編 第3部 第3章 第5節「保健対策」を準用するものとする。

第6節 感染症予防対策

一般災害対策編 第3部 第3章 第6節「感染症予防対策」を準用するものとする。

第7節 動物保護対策

一般災害対策編 第3部 第3章 第7節「動物保護対策」を準用するものとする。

第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

一般災害対策編 第3部 第3章 第8節「し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策」を準用するものとする。

第9節 行方不明者の捜索、遺体の処理等

一般災害対策編 第3部 第3章 第9節「行方不明者の捜索、遺体の処理等」を準用するものとする。

第10節 住宅の供給確保

【関係機関：鹿児島県】

【十島村：土木交通課】

震災時には、住居の全壊、全焼等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

第1 住宅の確保・修理

1 応急仮設住宅の建設

(1) 実施者

ア 災害により住家が、全焼、全壊、又は流失し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の建設は、村長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの通知により村長が行うこととする。また、知事による救助のいとまがないときは知事の補助機関として村長が行うものとする。

イ 本村限りで処理不可能な場合は、他市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 建設計画

ア 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸当たりの規模は29.7平方メートルを標準とし、その構造は木造住宅及び組立式住宅とする。

イ 資材の調達等

(ア) 木造応急仮設住宅

a 木造応急仮設住宅に必要な資材譲渡の要請を鹿児島森林管理署を通じ九州森林管理局に行い、資材の譲渡を受ける。

b 労務資材に関する関係者との協定は知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた村長が、地域的に災害に応じて締結するものとする。

(イ) 組立式住宅

組立式仮設住宅の提供、建設に関する(社)プレハブ建築協会等と県との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保に努める。

ウ 建設場所

建設候補予定地は、村有空き地を優先し災害ごとにその都度定めるものとする。

(3) 入居者の選定

ア 入居資格

次の各号の全てに該当する者の他、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯が1か所限りとする。

(ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者

(イ) 住居する住家がない者

(ウ) 自ら住家を確保できない者

イ 入居者の募集・選定

(ア) 入居者の募集計画は被災状況に応じて策定し、被災者に対し募集を行う。

(イ) 入居者の選定は、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して行う。

(4) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、村が行う。

供与できる期間は竣工の日から2年以内とする。

2 住宅の応急修理

(1) 実施者

ア 災害のため住家が、半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者に対して、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの通知により村長が行うこととする。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として村長が行うものとする。

イ 本村限りで処理不可能な場合は、他市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急修理計画

ア 資材の調達等

労務資材に関する関係者との協定は知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた村長が、地域的に災害に応じて締結するものとする。

3 公営住宅等の供与

村は災害発生時において、村営住宅の空家の確保に努めるとともに、他の地方公共団体に空家の提供を求め、災害により住家滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、公営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居又は地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用）について、最大限の配慮を行うものとする。

なお、入居者の選定については、村の定める選定基準を基に、その他の生活条件等を考慮して行うものとする。

4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第3部 第1章 第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第2 被災建築物危険度判定の実施

大規模な地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による倒壊や部材の落下物等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度の登録者による応急危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、国、県、他の市町村との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

第3 被災宅地危険度判定の実施

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、国、県、他の市町村との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

第11節 文教対策

一般災害対策編 第3部 第3章 第11節「文教対策」を準用するものとする。

第12節 義援物資等の取扱い

一般災害対策編 第3部 第3章 第12節「義援物資等の取扱い」を準用するものとする。

第 13 節 農林水産業災害の応急対策

一般災害対策編 第 3 部 第 3 章 第 13 節「農林水産業災害の応急対策」を準用するものとする。

第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、水道、通信などのライフライン関係施設や道路等公共施設及び交通施設等は、ますます複雑、高度化し、震災による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。本章では、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1節 電力施設の応急対策

一般災害対策編 第3部 第4章 第1節「電力施設の応急対策」を準用するものとする。

第2節 液化石油ガス施設の応急対策

一般災害対策編 第3部 第4章 第2節「液化石油ガス施設の応急対策」を準用するものとする。

第3節 上水道施設の応急対策

一般災害対策編 第3部 第4章 第3節「上水道施設の応急対策」を準用するものとする。

第4節 電気通信施設の応急対策

一般災害対策編 第3部 第4章 第4節「電気通信施設の応急対策」を準用するものとする。

第5節 道路等公共施設の応急対策

一般災害対策編 第3部 第4章 第5節「道路等公共施設の応急対策」を準用するものとする。

